

- (一) 防衛組合未選、意見表示
- (二) 防衛組合組織、促進
- (三) 防衛組合、國際的連絡

第二章 概 論

第五條 本聯合、概論ヲ合ケテ九、五條トス

一 大会 二 理事會 三 地方理事會

以 大会ハ 代議員ヲ以テ組織シ 毎年一回若

シ、ハ 理事會ヲ必要ト認メ、ハ 場合也

ニ、右 處 一 名ニ至 右 以上 五 至 右 處 一 名

五百 名 以上 千 名 處 三 右 千 名 以上 八 千 名

ヲ 増ス 毎 一 名、割 合ヲ以テ 選出ス

(四) 理事會ハ 大会、決議ヲ 実行シ 尚 概 論

處置ヲ 取ルル、ハ 不 確 定、ハ 右 組 合 三、一 名 可 選出ス

(三) 地方理事會ハ 右 地方ニ 於テ 必要ニ 應ジ

之レヲ 充 實ス

第六條 理事ハ 互 選ニヨリテ 常任 理事ヲ 爲ケテ 幸

甚、分 担セシムルコトヲ 傳

第三章 會 則

第七條 本聯合ハ 會費ハ 選出 代議員 一 名ニ 對シ

五、十、二十、五十、百、名 會費ヲ以テ 選出ス

第八條 本聯合ハ 會 計 部 長ハ 一 月 一 日ヨリ 十二

月 末 日 以テ 統、一 大会、ノ 審 査ヲ 經テ 之

ヲ 公 表ス

第九條 本聯合ハ 三、五、七、以上、ノ 決 議ヲ以テ 加